

旭川市・上川町・鷹栖町広域消防運営計画

第１ 計画の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３４条の規定に基づき、旭川市、上川町及び鷹栖町において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するために必要な事項を定める。

第２ 基本方針

１ 広域化の目的

消防の広域化によるスケールメリットを活かし、消防力を強化することにより、災害の大規模化、救急需要の増加、住民ニーズの多様化など、消防行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の安全安心の確保に資することを目的とする。

２ 広域化の方式

広域化の方式は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定に基づく上川中部消防組合（以下「組合」という。）の解散後、同法第２５２条の１４の規定に基づき、上川町及び鷹栖町が、旭川市に消防事務を委託する事務委託方式とする。

３ 委託事務の範囲

上川町及び鷹栖町が旭川市に委託する消防事務の範囲は、消防事務全般（消防団に係る事務、水利施設の設置、維持及び管理に係る事務等を除く。以下「消防委託事務」という。）とする。

４ 開始時期

広域化の開始時期は、平成２６年４月１日とする。

５ スケジュール

平成２５年	７月	旭川市・上川町・鷹栖町消防広域化協議会の設立
	８月	旭川市・上川町・鷹栖町広域消防運営計画の策定
	９月	委託規約の議決
	１２月	関係条例等の改廃
平成２６年	３月	平成２６年度当初予算の議決 上川中部消防組合解散
	４月	委託開始

第3 消防本部の組織

1 現行の消防本部

市町村等	旭川市	上川中部消防組合
位置	旭川市7条通10丁目	上川町北町202番地
名称	旭川市消防本部	上川中部消防組合消防本部
管轄区域	旭川市全域	上川町，愛別町，当麻町，比布町 及び鷹栖町全域
管轄人口	349,332人	25,746人
職員数	366人	104人
署所数	2署，9出張所，3分遣所	1署，4支署，1出張所

※1 管轄人口は，平成25年3月31日現在の住民基本台帳による人口である。

※2 職員数は，平成25年4月1日現在の条例定数である。

2 広域化後の消防本部の位置及び名称

(1) 位置

旭川市7条通10丁目

(2) 名称

旭川市消防本部

3 上川町及び鷹栖町を管轄する消防署等の位置及び名称等

(1) 位置及び名称

ア 上川町北町202番地

旭川市上川消防署

イ 上川町字層雲峡39番

旭川市上川消防署層雲峡出張所

ウ 鷹栖町南1条3丁目5番2号

旭川市鷹栖消防署

(2) 消防力の配置

上川町及び鷹栖町に配置する消防隊等の数は，現行の配置数を基本とし，各消防隊等には，消防隊等の活動に必要な車両，資機材等を配置する。

(3) 勤務形態

勤務形態は，暦日を単位とする勤務（毎日勤務）又は交替で定型的な周期による勤務（交替勤務）とし，交替勤務については，旭川市消防本部の勤務形態とする。

(4) 人員

上川消防署及び鷹栖消防署の人員は，当該町の消防行政需要及び変更が生じる交替勤務等の勤務形態を勘案し配置する。

なお，配置人員については，別途協議し決定する。

4 1 1 9 番の受信

上川町及び鷹栖町からの1 1 9 番通報は、旭川市の消防防災指令センターが受信する。

第4 広域化に伴う職員の採用等

1 採用

平成26年3月31日現在、組合に勤務する職員（消防本部、上川町及び鷹栖町に勤務する職員に限る。）のうち、同年4月1日以降、旭川市の消防職員として勤務することに同意する者については、法令等に定めるところにより、旭川市において消防職員として採用する。

2 給料及び諸手当

1により採用した職員（以下「採用職員」という。）の給料及び諸手当は、旭川市の基準に基づき支給する。

なお、採用職員の給料月額は、別途協議し決定する。

3 職階級

採用職員の採用時の階級は、広域化前の組合での階級と同階級とすることを基本とし、旭川市消防本部の階級に応じた職名とする。

4 上川町及び鷹栖町職員との併任

上川町及び鷹栖町との連携確保に必要な消防の事務を処理する消防職員に対し、当該町の職員として併任発令を行う。

5 訓練、研修等

（1）広域化前

1による採用予定者を対象とし、旭川市の組織・人事制度、警防活動に係る規定、各種システムの取扱い等に関する訓練、研修等を事前に実施する。

（2）広域化後

広域化後における訓練、研修等は、旭川市の制度に基づき実施する。

6 服制及び貸与品

服制は、原則として旭川市消防職員服制規則（昭和26年旭川市規則第27号）で定めるものとし、旭川市採用時の職務に応じ、必要な物品を旭川市消防職員被服貸与規則（昭和57年旭川市規則第33号）に基づき貸与する。ただし、旭川市と組合との服制が共通していないもののうち、職務遂行上支障が無いもの（一部修正を行うことで支障がなくなるものを含む。）については、当分の間、使用できるものとし、貸与を省略することができる。

第5 施設等の整備

1 消防施設

旭川市，上川町及び鷹栖町は，広域化後の業務を行うために必要な施設について，平成25年度中に整備する。

なお，委託開始日まで整備ができない施設については，平成26年度の早期に整備するよう努める。

2 情報通信設備

旭川市，上川町及び鷹栖町は，情報通信設備の統一のため，平成25年度中に次の情報通信設備の整備及び改修を行う。

なお，委託開始日まで整備ができない施設については，平成26年度の早期に整備するよう努める。

(1) 高機能消防指令センター装置

(2) 消防指令システム端末（無線系設備含む。）

(3) 消防専用電話

(4) 各種システム及びネットワーク（消防OAシステム，消防ネットワーク（旭川市庁内LAN含む。）等）

第6 車両の整備

広域化後における上川町及び鷹栖町に配置する車両の整備は，当該町が行い，更新時期，車両の仕様等については，旭川市と上川町又は鷹栖町が協議する。

また，広域化後に上川町及び鷹栖町が所有する車両で，使用しない車両の廃棄等については，当該町が行う。

第7 資機材，被服等の整備

旭川市が定める警防活動要領に則った消防活動等を行うために必要不可欠な資機材，被服等のうち，上川町及び鷹栖町で保有していないものの整備，旭川市が使用する資機材と仕様が異なり職務遂行上支障が生じるものの整備及び使用期間が旭川市の耐用年数の基準を超えているものの取扱いは，旭川市と上川町又は鷹栖町が，別途協議し決定する。

第8 経費負担等

1 経費負担の方法

(1) 準備経費

広域化に必要な事前準備に要する経費については、その都度、旭川市と上川町又は鷹栖町が協議し決定する。

(2) 委託経費

上川町及び鷹栖町は、消防委託事務に係る経費を旭川市に支払う。

なお、経費の内容等は、旭川市と上川町又は鷹栖町が、別途協議し決定する。

2 財産の取扱い

(1) 無償貸与

上川町及び鷹栖町は、消防委託事務の管理及び執行に必要な財産を旭川市に無償貸与し、その維持及び管理は、当該町が行う。ただし、使用に係る日常の維持及び管理は、旭川市が行う。

(2) 付帯債務

貸与財産に付帯する債務は、上川町及び鷹栖町が負担する。

(3) 庁舎等の整備

広域化後に上川町又は鷹栖町が消防庁舎等の整備を行う場合については、必要の都度、旭川市と上川町又は鷹栖町が協議する。

(4) 旭川市と上川町又は鷹栖町による資機材等の無償貸与

この計画に基づき、旭川市と上川町又は鷹栖町が広域化後の消防活動を実施するための訓練、研修を行うに当たり必要な資機材で、一方が保有していない資機材がある場合は、保有する側が資機材を無償で貸与し、貸与を受けた側は、貸与された資機材を適正に管理する。

第9 上川町及び鷹栖町の消防団との連携確保

1 消防団の管理運営

上川町及び鷹栖町の消防団の管理及び運営は、当該町が行うものとし、当該町の消防団との連携確保に必要な事務は、上川消防署及び鷹栖消防署が行う。

2 現有勢力の変更に伴う協議

上川町及び鷹栖町は、当該町の消防団の現有勢力に変更を加えるときは、あらかじめ旭川市と協議する。

3 連携確保

旭川市消防本部は、上川町及び鷹栖町の消防団との連携を確保するため、適宜、訓練、研修等を行う。

4 出動体制

上川町及び鷹栖町の消防団の出動に係る運用は、原則として現行のとおりとする。

5 災害時の連絡体制

災害時の上川町及び鷹栖町の消防団への連絡体制の整備については、原則として当該町が行う。

第 10 上川町及び鷹栖町の防災・国民保護担当部局との連携確保

上川消防署及び鷹栖消防署と上川町及び鷹栖町の防災・国民保護担当部局は、防災対策及び国民保護対策の推進に当たり、相互の連携確保のため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 28 条第 4 項第 3 号の規定に基づき、上川消防署及び鷹栖消防署に勤務する職員のうち、旭川市消防長が指名する消防吏員を当該町災害対策本部及び国民保護対策本部の構成員とする。

第 11 その他

1 住民への広報

上川町、鷹栖町及び組合は、119 番通報、各種届出など消防行政サービスを提供するに当たり、広域化後に変更が生じるものについては、当該町住民に混乱が生じないように広域化前に十分な広報を行う。

2 表示変更

委託に伴う各種の表示変更については、原則として上川町及び鷹栖町が行う。

3 職員情報の取扱い

組合は、第 4 の 1 による採用の実施に際し、必要な当該職員の個人情報旭川市に提供し、旭川市は、当該情報を適正に管理する。

4 保有個人情報の取扱い

組合が消防事務の執行上保有している個人情報（上川町及び鷹栖町に関するものに限る。）については、組合が条例等に基づき設置する審査機関への諮問など必要な手続きを行い、広域化時まで旭川市へ提供する。

5 疑義等の取扱い

委託準備に際し、本計画に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度、旭川市と上川町又は鷹栖町が協議し決定する。